

令和5年度EMS用機器導入促進助成金のご案内

昨年に引き続き環境対策・事故防止及びエコドライブ推進の一環で標記EMS用機器導入に係る費用に対し、一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内致します。

記

1. 申請期間 令和5年6月1日(木) ～ 令和6年2月29日(木)
※申請は1事業者あたり10台を上限とする。
(土日祝祭日及び休館日は除く)
※但し、助成枠に達した場合は、申請期間内であっても受付終了予定
2. 助成対象
 - ・ 新たに導入した機器で、令和5年3月1日(水)～令和6年2月29日(木)まで装着及び支払いが完了したもの。
※リース・割賦契約の場合は、上記期間に装着したもの
 - ・ 会員所有の県内営業ナンバーの車両に装着したものに限る。
3. 助成金額 EMS用車載器：1台あたり 20,000円
4. 対象機器 エコドライブの実践効果のあるEMS用車載器
※別紙、対象機器一覧に該当する機器に限る。
5. 助成枠 4,680千円
6. 申請要領 別添の様式E「令和5年度EMS用機器導入促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、次の①～④の添付書類を添えて申請する。
 - ① 買取の場合：請求書(写)、領収証(写) (2点)
リース・割賦の場合：契約書(写)、借受証等(写) (2点)
※機器名、台数、取得価格の記載があること
※リース契約書に車台番号(又は登録番号)の記載がある場合は、借受証等の添付不要
 - ② 機器を装着した車両を導入した場合(新車標準装備やオプション装着等)は、請求明細書や主要装備一覧表等の機器詳細の記載がある書類(写)
 - ③ 装着証明書(写)
 - ④ 装着した車両の車検証(写) ※令和5年1月4日以降に電子化された車検証の交付を受けた車両においては、「自動車検査証記録事項の写し」
※原則、交付申請書は事業完了日から3か月以内又は令和6年2月29日までいずれか早い日までに提出願います。但し、領収証を交付申請時に添付できない場合は、後日提出でも可とする。
7. 備考 デジタコ・ドラレコ一体型機器は、EMS、ドラレコそれぞれ助成申請が可能です。
機器の取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。取付工賃や消費税は取得価格には含まない。

[問合せ先] (一社)栃木県トラック協会 業務部

TEL 028-658-2515 FAX 028-658-6929